

令和3年度

職業訓練指導員（48時間）講習のご案内

福岡県職業能力開発協会

職業訓練指導員免許は、公共及び認定の職業訓練施設で訓練生を指導する指導員に必要とされる資格ですが、企業内における部下の指導や後継者育成のための技能継承を円滑に行うためには、この職業訓練指導員の資格は充分役立つものと思われます。

この講習は、職業訓練指導員として必要な指導・訓練方法等の能力を短期間に習得してもらうために、職業能力開発促進法に基づいて「厚生労働大臣の指定する講習実施要領」により実施するものです。

講習各科目を履修し、所定の講習を良好な成績で修了した方には、講習修了証書を交付します。

講習修了証書授与者は、本人の申請に基づき都道府県知事から職業訓練指導員免許証が交付されます。

1. 実施日時及び会場

（定員）	講 習 日 時	講 習 場 所
（40名程度） （5年未満）	令和4年 2月15日(火)・16日(水)・17日(木) 22日(火)・24日(木)・25日(金) 計6日間 ※各日とも午前9時から17時まで	福岡人材開発センター 福岡市東区千早5丁目3番1号 TEL 092-671-1238 講習会場は変更になる場合があります。

2. 講習の科目・時間数

講 習 科 目	講習時間	内 容 の 説 明
職 業 訓 練 原 理	4	職業訓練の沿革、職業能力開発を巡る現状、職業訓練の目的、職業訓練指導員の役割と求められる資質
教 科 指 導 法	16	訓練計画、訓練実施計画、指導環境の準備、指導の進め方、教材の活用、指導方法の工夫、訓練評価、入校選考
労 働 安 全 衛 生	3	安全衛生の意義、災害原因と防止対策、安全衛生管理体制とその業務、職業訓練における安全衛生指導、労働衛生管理等
訓 練 生 の 心 理	7	訓練生の理解と支援の必要性、生涯発達の心理、訓練生の理解、障害のある訓練生の理解、技能習得の心理
生 活 指 導	6	生活指導の目的、生活指導の範囲、生活指導の方法
職業能力開発 関 係 法 規	4	職業能力開発促進法、職業安定法、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律、労働基準関係法等
事 例 研 究	6	作業分解、指導案等の事例研究
確 認 テ ス ト	2	※全科目出席の場合に受けられます。
計	48	1日8時間の6日間

3. 受講資格

(1) 次のいずれかに該当する者（提出書類の番号は、次ページ4(1)の提出書類を参照）

番号	受 講 資 格	その後の 実務経験 年 数	提出 書類
1	技能検定合格者〔1級・単一等級合格者（バルコニー施工及び電子回路接続を除く）〕	0	①
2	大学卒業者（免許職種に関する学科を修了した者）	2	②
3	短期大学又は高等専門学校※1卒業者（免許職種に関する学科を修了した者）	4	②
4	応用課程の高度職業訓練において技能照査に合格した者	1	③
5	専門課程の高度職業訓練において技能照査に合格した者	3	③
6	専門課程の高度職業訓練（規則別表6）修了者	4	④
7	普通課程の普通職業訓練において技能照査に合格した者	6	③
8	普通課程の普通職業訓練（規則別表2）修了者	7	④
9	短期課程の普通職業訓練修了者（規則別表4かつ700時間以上）	10	④
10	専修訓練課程の普通職業訓練修了者	10	④
11	外国の大学卒業者（免許職種に係る学科を修了した者）	2	②
12	旧法※2の認定職業訓練（3年）又は改訂前の労働基準法による技能者養成修了者	7	④
13	高等学校卒業者（免許職種に関する学科を卒業した者）	7	②
14	旧法の職業訓練（2年及び3600時間）又は認定職業訓練（2年）修了者	8	④
15	旧法の職業訓練（1年及び1800時間）又は公共職業補導所（1年及び1824時間）修了者	10	④
16	旧法の施行前に失業保険法の施設において行われた職業訓練（1年及び1824時間）修了者	10	④
17	都道府県が行う家事サービス職業訓練担当者	0	④
18	旧訓練法規則※3の特別高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	3	③
19	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4	④
20	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	6	③
21	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練修了者	7	④
22	旧訓練法規則の専修訓練課程の養成訓練修了者	10	④
23	厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者（法に基づく職業能力開発施設等において指導員の確保が困難な場合等の特例）	15	⑤

※1 「高等専門学校」…学校教育法による高等専門学校であり、同法による専修学校（高等専修学校及び専門学校と称するものを含む）ではない

※2 「旧法」…廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）

※3 「旧訓練法規則」…昭和53年改正規則による改正前の職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令24号）

※実務経験年数は免許職種に係る実務経験で、卒業後又は訓練終了後の年数をなします。

(2) 次の者は受講できません

- ①成年被後見人または被保佐人
- ②禁固以上の刑に処せられた者
- ③職業訓練指導員免許の取り消しを受け、その日から2年を経過しない者

4. 受講の手続き

(1) 提出書類（郵送で提出してください。）

○ 職業訓練指導員（48時間）講習受講申込書（所定の用紙、当協会 HP(下記)から取得可）

○ 受講資格を証明する書類（証明書類は受講資格表右側の番号と下記の番号で確認して下さい）

以下の①～⑤まで全ての書類を揃えるということではありません

① 1級・単一等級技能士の技能検定合格証書（写）（技能士手帳は不可）

② 高校・大学等の卒業を証明するもの（卒業証明書又は卒業証書の写）、履修した教科内容を示すもの（成績証明書又は履修証明書）及び特別履修証明書（フォームは当協会にありますので、ご連絡ください。）

③ 職業能力開発校又は職業訓練校の技能照査合格証書（写）

④ 職業能力開発校又は職業訓練校の修了を証明するもの（修了証明書又は修了証書の写）

⑤ 訓練施設長が受講理由について証明するもの（所定の用紙、当協会にあります）

※受講資格において「免許職種に関する学科を修了した者」とは、取得しようとする免許職種に関する学科試験の科目（職業能力開発促進法施行規則 別表第十一参照）に該当する学科を修了している者です。

⑥ 必要な実務経験年数は「卒業後、修了後又は合格後」の年数です。

(2) 受講料 12,000円（非課税）（テキスト代は別）

【銀行振込先】福岡銀行 香椎支店（普通預金）3047311

（口座名義）ふくおかけんしよくきようのうりよくかいほうぎょうかい福岡県職業能力開発協会

※振込手数料は、申込者の負担となります。

受講料を振り込んだ銀行名等を「受講申込書」下段の記入欄にご記入下さい。

受付締切日以降は、いかなる理由があっても受講料の返還はいたしません。

但し、受講資格がないと判断された場合及び定員（40名程度）超過以降に申し込みをされた場合は、受講をお断りしますので受講料は返還いたします。

(3) テキスト 「指導の理論と実際」十一訂版を講習初日にご購入下さい。税込 3,927円 （受講料と一緒に振込しないでください。）

(4) 受付締切 令和3年12月10日（金） 締切日消印有効

5. 受講決定

受講資格を満たした者については、後日、受講票を郵送いたします。

6. その他

学歴、訓練歴、職歴等は受講資格の判定資料となるので、事実と相違することのないよう正確に記入して下さい。なお、上記4(1)の提出書類に不備がある場合は受付けしません。

また、記入事項に不正があった場合は、免許を取消すことがあります。

【個人情報の保護について】

受講申請において提出された個人情報は、当該講習の実施及び付帯する業務において必要がある場合使用するものであり、福岡県職業能力開発協会において適切に管理され、受講申請者の同意を得た場合以外は、第三者への提供、開示等は一切ありません。

7. 申込み及び問い合わせ先

〒813-0044 福岡市東区千早5丁目3番1号 福岡人材開発センター2F

福岡県職業能力開発協会 TEL 092-671-1238 FAX 092-671-1354

URL <https://www.fukuoka-noukai.or.jp>